

■法人市民税Q & A

Q 山梨市内に法人を設立したときや、事務所などを設置したときは、どのような手続きが必要ですか？

A 設立・設置などをした日から20日以内に、登記簿謄本と定款（ともにコピー可）を添えて法人設立・設置、異動・変更などの申告書を提出してください。確定申告書などをお送りするために必要となります。

商号、本店所在地、決算期、資本金、代表者などの変更や、事務所などの廃止、解散、合併などがあつた場合も、その都度申告が必要です。

法人市民税のほかに法人税（国税）、法人県民税・事業所税（県税事務所）への届出が必要になります。

Q 赤字決算となつても法人市民税の申告は必要ですか？

A 法人税割は不要ですが、均等割の申告納付が必要になります。

Q 登記上の本店所在地はA市にありますが、実際には山梨市で事業を行っています。法人市民税はどちらに納めるのですか？

A 実際の事業所等のある山梨市に納めてください。

Q 正規の職員ではないパートや、役員は法人市民税の計算の「従業者数」に含めますか？

A 「従業者数」とは、山梨市内の事務所などに勤務し、給与（給料、手当、賞与など）の支払を受ける者をいい、パート、臨時、日雇、役員手当の支給のある役員など、派遣受入従業者などを含みます。

これは、原則として事業年度末日現在で勤務する従業者数ですが、事業年度途中で事業所を新設、廃止した場合などは分割基準となる従業者数は取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

Q 法人市民税の申告書は、どちらへ出せばいいのですか？

A 山梨市役所税務課市民税担当まで提出してください。郵送でも受け付けています。郵送で申告書を提出された場合は、郵便消印日付が提出日となります。なお、受付印のある申告書の控の必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封のうえ提出してください。